

財形住宅預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	財産形成住宅預金[通称:財形住宅預金]
2. ご利用いただける方	○満55歳未満の勤労者の方、1人1契約に限定させていただきます。
3. お預入期間 (1)ご契約期間 (2)お積立期間	○5年以上 ○5年以上
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	○給与・賞与等からの天引預入または財形給付金・財形基金給付金による随時のお預け入れに限ります。 ○預金規定に基づき、各預入分1口について預入れ(または継続)の都度、期日指定定期預金としてお取扱いします。 ○1回あたり100円以上300万円未満 ○1円単位
5. 払戻方法	○持家としての住宅の取得資金、その住宅の取得のために必要な費用、持家である住宅の増改築等の工事費用に充てる場合の払い戻しに限ります。 ○持家取得資金に元利金全部を充てる場合は、持家取得日から1年以内の払い戻しが条件となります。(住宅の登記簿謄本等の所定の書類の提出が必要です。) ○持家取得の頭金に元利金の一部を充てる場合は、残高の90%を限度とする一部払い戻しとし、一部払い戻し後2年以内かつ持家取得から1年以内の残額払い戻しが条件となります。 (建築工事の請負契約書等の所定の書類の提出が必要です。)
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	○各預入分1口のお預入日(または継続日)における店頭表示の財形住宅預金の利率を適用します。 ○各お預入分1口について、期日指定定期預金の利払方法に準じます。 ○付利単位を100円、1年を365日とした日割計算で、1年複利の方法により計算します。 ○財形非課税制度の対象として、財形年金預金と合算して限度額550万円の範囲内で非課税となります。契約期限前の解約であっても、持家取得目的であれば非課税扱いとなります。 ○持家取得以外の払い戻しの場合は、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、利息の20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)が、源泉分離課税され、既に支払われた利息についても5年間遡及して課税されます。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
7. 手数料	○ございません。

8. 付加できる解約に関する事項	○ございません。
9. 中途解約時のお取扱い	○各預入分 1 口のお預入期間に応じ、期日指定定期預金の中途解約のお取扱いに準じ、期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 付加できる特約事項	○ございません。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。
12. その他参考となる事項	○勤労者財産形成促進法による財形持家融資、財形進学融資等のご利用が可能です。 ○お預入残高を 6 か月に 1 回以上書面によりご通知します。 ○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者につき 1,000 万円までの元金とその利息が保護されます。)